

## 大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等教育機関の研究開発や民間活力を活用した地域課題の解決を図るため、次条に定める補助対象者が、おおいた地域連携プラットフォームを通じた地域課題の解決に向けた取組（以下「地域課題解決事業」という。）及び大学等と企業との連携の契機となる試行的な取組（以下「企業連携創出支援事業」という。）を実施するのに要する経費に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の補助対象者は、おおいた地域連携プラットフォームを構成する機関、その他知事が適当と認める者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
別表のとおり	10/10 以内

2 補助金の交付限度額は、地域課題解決事業1事業につき2,000千円、企業連携創出支援事業1事業につき500千円とする。

ただし、ふるさと応援基金寄附金を財源とする取組の場合は、寄附金充当金額分を交付限度額に含めず、交付額に加えることができる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項、又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法

律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### (補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない範囲で次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20%以内の増減

#### (補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第9号様式)により行うものとする。

#### (申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から15日を経過した日までとする。

#### (状況報告)

第8条 知事が必要を認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の執行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書(様式第11号)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第12号様式)
- (2) 収支精算書(第13号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 賃金の支払が確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年度の予算に係る大分県地域連携プラットフォーム推進事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金から適用する。

別 表（第3条関係）

項 目	補助対象経費の内容
賃金	調査研究等のために必要となる臨時的アルバイトの費用等
報償費	調査研究等に必要な謝金等
旅費	調査研究等に必要な交通費等
消耗品費	チラシ作成費や会議資料印刷費等 調査研究等に必要な最低限の文具代や日用品代等 調査研究等に使用する車両のガソリン代 原材料及び副資材、試薬の購入に要する経費等
備品費	調査研究等に不可欠な備品の購入費
役務費	調査研究等に必要な郵送や宅配便等の運搬用費用 調査研究等のために必要な広告の費用等 調査研究等に必要な保険料 調査研究等に必要な検査手数料
委託料	調査研究等の一部を外部に委託するための経費
使用料及び賃借料	調査研究等で使用する会場等の借り上げ料等
修繕費	調査研究等に不可欠な機器等の修繕に要する経費
人件費	調査研究等に必要な研究者・研究支援者等の人件費（※）
その他	上記以外で、特に必要と認められる経費

※競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表1（2）研究部門に係る経費（エ）当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費に記載する研究者・研究支援者等の人件費に準じる。

また補助対象経費の20%を上限とする。（千円未満切捨）

第1号様式（第4条関係）

年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化  
事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
申請者氏名  
担当者氏名

年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金（地域課題解決事業）（企業連携創出支援事業）を交付されるよう、大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名  
2 事業の目的  
3 申請額 円  
4 事業完了予定年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

補助金振込み口座

〔 振込先銀行名（支店）  
口座名義、口座種別、口座番号 〕

第2号様式（第4条関係）

## 事業計画書

事業名	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業内容	
連携機関の名称	

※企業連携創出支援事業について記載する場合、「連携機関の名称」には担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すること。

第3号様式(第4条関係)

## 収 支 予 算 書

イ 収入の部

項 目	予算額(円)	備 考
県費補助金		
計		

※企業連携創出支援事業について記載する場合、連携機関の負担額を記載すること。(0円も可)

ロ 支出の部

項 目	予算額(円)	備 考
計		

第4号様式（第5条関係）

年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化  
事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
申請者氏名  
担当者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた  
年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業（地域課題解決事業）（  
企業連携創出支援事業）について、下記のとおり変更したいので承認される  
よう、大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱第5  
条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更理由
2. 変更内容
3. 変更により増（減）額すべき補助金の額  
金 円

添付書類

- (1) 事業別実施変更計画書（第5号様式）
- (2) 収支変更予算書（第6号様式）
- (3) その他参考となる書類

第5号様式（第5条関係）

## 事業別実施変更計画書

	当初計画	変更計画	説明
事業名			
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	
事業内容			
連携機関の名称			

※企業連携創出支援事業を申請する場合、「連携機関の名称」には担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すること。

### 収 支 変 更 予 算 書

イ 収入の部

項 目	予算額 (円)	補正額 (円)	変更後予算額 (円)	備 考
県費補助金				
計				

※企業連携創出支援事業について記載する場合、連携機関の負担額を記載すること。(0円も可)

ロ 支出の部

項 目	予算額 (円)	補正額 (円)	変更後予算額 (円)	備 考
計				

第7号様式（第5条関係）

年度大分県地域連携プラットフォーム  
機能強化事業変更承認通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった 年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業（地域課題解決事業）（企業連携創出支援事業）については、申請のとおり承認したので、大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

第8号様式（第5条関係）

年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業  
中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
申請者氏名  
担当者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業（地域課題解決事業）（企業連携創出支援事業）について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化  
事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県  
地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金（地域課題解決事業）（企業連携  
創出支援事業）については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県地  
域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知  
します。

記

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費    | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助条件      |   |   |
- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）  
をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、そ  
の承認を受けること。
  - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、補助金中止・廃止承認申請書（様  
式第8号）を知事に提出し、その承認を受けること。
  - （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ  
た場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納  
簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属  
する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律  
第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力  
団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接  
な関係を有する者であってはならないこと。
  - （6）その他、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規  
則」という。）及び大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金  
交付要綱の定めに従うこと。

(7) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない範囲で次のとおりとする。

(イ) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(ロ) 補助対象経費の20%以内の増減

(備考)

大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書(第4号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第10号様式（第10条関係）

年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化  
事業費補助金交付請求書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
申請者氏名  
担当者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金（地域課題解決事業）  
（企業連携創出支援事業） 円を精算払（概算払）の方法により  
交付されるよう、大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱  
第10条の規定により請求します。

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了) 年月日	備考
円	円	円	円		

第11号様式（第11条関係）

## 年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業実績報告書

第 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
申請者氏名  
担当者氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知のあった 年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業（地域課題解決事業）（企業連携創出支援事業）の実績について、大分県地域連携プラットフォーム機能強化事業費補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

### 添付書類

- (1) 事業実績書（第12号様式）
- (2) 収支精算書（第13号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) 賃金の支払が確認できる書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

第12号様式（第11条関係）

## 事業実績書

事業名	
事業概要	
事業の詳細	
事業の成果	
連携機関の名称	

※企業連携創出支援事業について記載する場合、「連携機関の名称」には担当者の所属、氏名及び連絡先を記載すること。

## 収 支 精 算 書

イ 収入の部

項 目	精 算 額 (円)	予 算 額 (円)	増 減 額 (円)	備 考
県費補助金				
計				

※企業連携創出支援事業について記載する場合、連携機関の負担額を記載すること。(0円も可)

ロ 支出の部

項 目	精 算 額 (円)	予 算 額 (円)	増 減 額 (円)	備 考
計				

第14号様式（第12条関係）

年度大分県地域連携プラットフォーム機能強化  
事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県  
地域連携プラットフォーム機能強化事業実績報告書に基づき、 年 月  
日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円に  
ついては、金 円に確定したので、大分県地域連携プラットフォーム  
機能強化事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。